

多治見市告示第276号

是正請求事案（市道認定及び2項道路認定に関する是正請求（道路河川課・開発指導課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成29年11月17日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

市道認定及び2項道路認定に関する是正請求（道路河川課・開発指導課）事案

2 答申日

平成29年11月13日

3 審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

昭和53年9月30日に多治見市が市道*****号線の市道認定をした際、終点を県道との境界から217.50メートルとしたために、是正請求人の住宅敷地に本件市道が接道しなかった。

この時、是正請求人の住宅敷地に接する私道は市道認定されなかったため、結果として、建築基準法第42条第2項に規定する道路（いわゆる「2項道路」、以下「2項道路」という。）にも指定されなかった。

以上2件の多治見市の業務上の不作為により、是正請求人は道路法に係る不利益

と建築基準法に係る不利益を被った。

（市道認定）

昭和 53 年 9 月 30 日に市道*****号線を認定した際、是正請求人の住宅敷地に接道しなかったことにより、結果として 2 項道路に認定されず、道路法と建築基準法に係る不利益を被ることとなった。この不利益を解消するため、本件市道を私道の全体へ延長することを請求する。

本件市道認定時、この市道の終点より先の私道には 5 棟の住宅が接して建っており、道路幅員は 2 m 以上あり、自動車を含め人の往来が盛んであった。これは認定を受けた本件市道が認定前に私道であったときの状況と同じであり、当時私道を本件市道と区別して認定しなかった理由はなかったはずである。

私道は従来から多治見市によって舗装され、測量と境界確定が完了しており、多治見市市道路線認定の手續に関する要綱第 7 条に基づき本件市道を延長することに何の障害も困難も存在しない。

関係地権者の申請が必要とするならば、多治見市よりその具体的な方法を提示願いたい。

（2 項道路認定）

昭和 53 年 9 月 30 日に市道*****号線を認定した際、是正請求人の住宅敷地に本件市道が接道しなかったことにより道路法と建築基準法に係る不利益を被ることとなった。このため、本件市道の終点を延長すると同時に、2 項道路に指定することを請求する。

先に述べたように、本件市道認定時、終点より先の私道には 5 棟の住宅が接して建っており、道路幅員は 2 m 以上あり、自動車を含め人の往来が盛んであった。これは認定された本件市道の認定前に私道であったときの状況と同じであり、当時私道を本件市道と区別して認定しなかった理由はなかったはずである。

また、本件市道は 2 項道路として扱われており、私道と比較して、①幅員は 4 m 未満、②基準時に沿道の立ち並びがないなど両者に差はないのであるから、市道認定及び 2 項道路として認定を請求することは正当な権利である。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

(1) 市道認定について

- ① 本件市道認定については、昭和 53 年当時、認定議案としたすべての路線について、管理区域等の調査を行った結果に基づき認定を行い議決されており、認定行為は議会の手続に沿って行われている。
- ② 私道を新たに市道認定するためには、要綱第 7 条が定める特殊な道路に該当することが必要である。そこでは、不特定多数が利用し、日常生活上重要な道路であるか否かを認定要件としている。多治見市において、同条に基づき認定した道路は、公共的施設に通じていたり、地理的に不特定多数が利用したりする道になっているなど、住民以外の不特定多数の者も使っていると認められたものである。この点で、本件事案のような袋小路で、3 軒程度の住民が使う道路に類する事例で認定されたものは確認できなかった。したがって、私道は、要綱第 7 条が定める市道認定するための要件を満たしていないと考える。

(2) 2 項道路認定について

2 項道路として認定するためには、多治見市の場合、建築基準法第 42 条第 2 項が施行された昭和 27 年 4 月 1 日時点で現に建築物が立ち並んでいることが必要である。固定資産税の課税開始年度を示した土地家屋所在図によれば、昭和 27 年当時、私道には建築物はない。また、昭和 36 年に撮影された航空写真を確認したが、それにも建築物は見当たらない。多治見市において 2 項道路に認定された他の例は、昭和 36 年の航空写真で建築物が確認された場合のほか、県が 2 項道路扱いとした記録が残っていた場合である。しかし、本件建築物については、この記録が残っていない。これらの事例から判断すると、私道は 2 項道路の要件を満たしていないとした多治見市の判断は妥当であると考ええる。